

## (仮称)静岡市海洋・地球総合ミュージアム 整備運営事業 入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

- ・ (仮称)静岡市海洋・地球総合ミュージアム 整備運営事業入札説明書等に関して、令和4年9月8日までに寄せられた質問への回答を公表します。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和4年9月26日  
静岡市

■入札説明書等に関する質問の回答（第2回）

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書	4	2	(5)	②	イ	東海大学が実施する業務範囲	東海大様のイニシャル什器備品並びに、東海大様が消耗品として購入できない什器備品(サービス対価Eの範囲9)については、コンソーシアム側で予算枠を設定させていただいてよろしいでしょうか？	サービス対価Eについては、事業者の提案に委ねます。ただし、東海大学と意見交換(対話)等の中で確認しきれなかった部分については、事業者選定後の協議とします。
2	様式集	49	様式8-6				提案書記載事項について	展示生物リスト(案)、展示物リスト(案)の記載が必要とございますが、6枚以内の提案に収まらない為、こちらは別紙を添付という認識でよろしいでしょうか？また、別紙での作成が不可な場合、小さい図表を6枚以内に記載するという形でよろしいでしょうか？	6枚以内に収まらない場合、別紙を添付して提案してください。
3	事業契約書(案)	49	2	(2)	イ		消費税相当の取り扱い	サービス対価Bの消費税については、割賦基準が廃止されたことから、事業者の経理上は施設引渡時にサービス対価Bの全額を一括で売上計上することになり、それに合わせて消費税も全額分を納付する必要があります。それに対して、事業契約書(案)ではサービス対価Bの消費税相当額を15年間の分割で支払うこととなっていますが、事業者が一括で支払うべき消費税については行政も一括で支払うのが自然と思われまますので、サービス対価Bの施設引渡時の一括支払についてご検討いただければ幸いです。	サービス対価Bの支払に係る消費税相当は、15年間にわたる割賦払い(全60回)とします。なお、当該取扱いにより生じた資金調達に係るコストは、サービス対価Bに含めて提案してください。
4	事業契約書(案)	47	別紙6	サービス対価	F		サービス対価F展示更新費	展示更新費下限値の設定がございましたらご教示ください。	サービス対価Fについて、下限値を設定することは想定していませんが、展示更新に係る要求水準を満たすことを前提に提案してください。